

視点

子宮頸がんワクチン接種勧奨について



福島県医師会常任理事
学校保健委員会委員長

清原 尚

はじめに

福島県医師会は、1996年3月学校保健委員会答申を受け、県内に地域学校保健委員会を設置し、各市町村教育委員会と連携し小・中学生に対して性教育事業に積極的に取り組んでいる。また、がん対策基本法のもと、「がん教育」が小・中・高等学校で開始されている。その中で、女性は一生のうち約75人に一人が子宮頸がん罹患するとされている。最近、10～16歳でヒトパピローマウイルス（以下、HPV）ワクチンを接種すると、子宮頸がん発症リスクが88%減少したとの研究が発表されている。しかし、このように有効性が証明されているHPVワクチン接種の積極的な勧奨が止まっている状態である。最近、子宮頸がんワクチン接種勧奨の再開の報道がなされ関心もたれるようになった。また、第33回東北学校保・学校医大会に開催された各県医師会学校保健担当理事意見交換会で子宮頸がんワクチン接種勧奨を取り上げ、今後小児科医会・産婦人科医会と連携し、HPVワ

クチン接種が有効とされている年代を担当している学校保健としても「HPVワクチン接種勧奨」を働きかけることにしたいため、今回取り上げることにした。

HPVワクチン接種経過

子宮頸がんのほとんどがHPVというウイルスの感染で生じることが、1982年ドイツのハラルド・ツァ・ハウゼン氏により発見され、この功績により同氏は2008年ノーベル医学生理学賞を授与された。HPVワクチンは、2006年に欧米で作られ使用された。日本では2009年10月にワクチンとて承認され、接種が開始された。2013年4月1日より子宮頸がん予防ワクチンとして法律に基づく定期接種（無料）として小学6年生から高校1年生相当年齢に実施されることになった。しかし、接種後に全身の痛みなどの訴え、一部マスコミの副反応報道を受け、厚生労働省は「適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」という専門家会

議の意見を踏まえ、同年6月14日付けで「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)」¹⁾という通達を発令し、「副反応の発生頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるようになるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とした。また、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者又はその保護者に対し、予防接種法第8条の規定による当該接種の勧奨をおこなうに当たっては、市町村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること」と通知した。この通達の内容は、一般の人のみならず医療関係者にも、HPVワクチン接種は避けるべきとの誤解を与えてしまい、当初70%あった接種率が年々減少し、昨年度は1%以下まで低下したとされている。

その後、HPVワクチン接種後に認められた多様な症状に関して、国内外で解析がおこなわれ、ワクチン接種との因果関係を証明するような科学的・疫学的根拠が示されておらず、我が国においても、名古屋市が接種年齢に該当する名古屋市在住の女性7万人を対象に実施した大規模なアンケート調査²⁾が名古屋スタディーとして報告されているが、HPVワクチン接種をした後に報告された多様な症状との間には関連ないと結論づけられている。また、有害事象との因果関係についてエビデンスが積み上げられ、海外において副反応を考慮した上で接種を継続した結果、すでに子宮頸がんは減少、数十年後には根絶の可能性すら予想されている。このように、HPVワクチンは安全なワクチンであることが科学的・疫学的に証明されているにもかかわらず、一般の人の多くは事実を知ることがなく、HPVワクチンは副反応を生じる怖いワクチンとのイメージを持ち続け、わが国のHPVワクチン接種は、2013年6月に積極的勧奨は中止されている。2016年7月には副反応を訴える女性らが国および製薬会社などに対して

集団訴訟を起こす。

このような事態の中約7年に亘って黙認していた厚生労働省は、国内外からの強い批判を浴び2020年10月9日に厚生労働省健康局長より各都道府県知事への通達「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知について」³⁾と厚生労働省健康局健康課長より都道府県衛生主管部(局)長への通達「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知に関する具体的な対応等について」⁴⁾を発令することになる。また、対象者等への周知方法については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日 健発0330第2号 厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」第1の2にあるとおり、やむを得ない事情がある場合を除き個別通知とし、リーフレット(図I)等で情報提供を行うための資料を対象者等へ個別に送付する。この通達より山形県小児科医会 秋場伴晴氏が述べているように、定期接種対象者に情報を個別に送付することは法令で定められており、予防接種対象者に対して個別通知を行わないということは法令違反であると賛同したい。

- 1) 厚生労働省健康局長:ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)
<https://www.mhl.go.jp/content/00068097.pdf>
- 2) Suzuki S and Hosono A: No association between HPV vaccine and reported postvaccination symptoms in Japanese young women: Results of the Nagoya study. *Papillomavirus Res* 2018;5:96-103
- 3) 厚生労働省健康局長:ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について
<https://www.mhl.go.jp/content/000680905.pdf>
- 4) 厚生労働省健康局健康課長:ヒトパピロー

マウシルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知に関する具体的な対応等について

<https://www.mhl.go.jp/content/000680905.pdf>

図 I

概要版 詳しく知りたい方向けの詳細版もあります。

小学校6年～高校1年生の女の子と
保護者の方へ大切なお知らせ

あなたと
関係のあるがんがあります

厚生労働省

詳細版 詳しい内容がわかる詳しい解説版もあります。

小学校6年～高校1年生の女の子と
保護者の方へ大切なお知らせ

あなたと
関係のあるがんがあります

厚生労働省

ワクチンを受けた後は、体調に変化がないが充分には喜んでください。

もちろん、気になる体調変化があった場合は、このクーポンレットを医師に医師に相談してください。

ワクチンを受けた後は、体調に変化がないが充分には喜んでください。

ワクチンを受けた後、体調に変化がない場合は、充分には喜んでください。ただし、まれに副作用が生じる場合があります。体調に変化があった場合は、このクーポンレットを医師に医師に相談してください。

ワクチンを受けた後は、体調に変化がないが充分には喜んでください。

ワクチンを受けた後、体調に変化がない場合は、充分には喜んでください。ただし、まれに副作用が生じる場合があります。体調に変化があった場合は、このクーポンレットを医師に医師に相談してください。

厚生労働省

以下のような症状があらわれ、お医者さんや薬剤師の方からワクチンを受けたことを見逃さず、相談してください。

- ※ 注射の跡を腫らすときに強い痛みやしびれを感じる
- ※ ワクチンを受けた後に、注射した部分以外のところでも発熱や手足のしびれ、ふるえなどの症状になる場合や症状の変化がある

副作用があらわれ、お医者さんや薬剤師の方から相談してください。

多くみられる症状	<ul style="list-style-type: none"> ※ 注射した部分の痛み、腫れ、かゆみ ※ 注射した部分の腫れ、発熱、頭痛、吐きけ、嘔吐
まれな副作用	<ul style="list-style-type: none"> ※ 腫れ、かゆみ、発熱、頭痛、吐きけ、嘔吐、アレルギー反応 ※ 注射した部分の腫れ、発熱、頭痛、吐きけ、嘔吐 ※ 注射した部分の腫れ、発熱、頭痛、吐きけ、嘔吐

副作用があらわれ、お医者さんや薬剤師の方から相談してください。

副作用があらわれ、お医者さんや薬剤師の方から相談してください。副作用があらわれ、お医者さんや薬剤師の方から相談してください。副作用があらわれ、お医者さんや薬剤師の方から相談してください。

HPVワクチンに関するお問い合わせ

厚生労働省 コールセンター
HPVワクチンに関するお問い合わせはこちら

厚生労働省 コールセンター

HPV感染症に係る定期接種の積極的勧奨の支障となっている副反応の問題⁵⁾

- 1) 子宮頸がん予防ワクチンを販売開始から2014年11月まで接種した約338万人(約890万回接種)のうち、副反応疑いがあったのは2,584人(被接種者約338万人の0.08% [のべ接種回数約890万人の0.03%])
- 2) 発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、回復した方又は軽快し通院不要である方は1,550人(89.1%)、未回復の方は186人(10.7%、被接種者の0.005%、[のべ接種回数の約0.002%])
- 3) 症状の継続期間の内訳(表1)
- 4) 症状の概要(表2)
- 5) 転帰の内訳(表3)
- 6) 生活支障及び治療方法の概要(表4)

表1

症状の継続期間の内訳について			
■ 発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、発症から7日以内に回復した方は1,297人(74.6%)			
発症から継続期間	回復した人数	回復率	軽快・通院不要
発症から7日以内	1,297人	74.6%	1,297人
発症から7日を超え2月以内	149人	8.6%	149人
発症から2月を超え6月以内	23人	1.3%	23人
発症から6月を超え1年以内	23人	1.3%	23人
発症から1年を超え3年以上	47人	2.7%	47人
発症から3年以上	113人	6.5%	113人
回復せず	186人	10.7%	186人

※ 3件の死亡事例の死因内訳は、①自殺、②心臓病及び③骨肉腫とされており、いずれもワクチンの安全性への懸念となるものではないとされている。
【参考】死亡事例の報告日 ①平成25年5月16日、②平成25年9月12日、③平成25年10月28日

表2

症状の概要について	
■ 未回復の186人の症状は、多い順に、頭痛66人、倦怠感58人、関節痛49人、接種部位以外の疼痛42人、筋肉痛35人、筋力低下34人	
■ 未回復の186人は、1症状の方68人、2症状の方39人、3症状の方19人、4症状の方19人、5症状以上の方41人	
回復していない186人の症状	回復していない186人の症状別人数
頭痛	66人
倦怠感	58人
関節痛	49人
接種部位以外疼痛	42人
筋肉痛	35人
筋力低下	34人
運動障害	29人
認知機能の低下	28人
めまい	25人
月経不整	24人
不随意運動	19人
起立性調節障害	17人
失神・意識レベルの低下	16人
感覚鈍麻	16人
けいれん	13人

表3

転帰の内訳について			
■ 子宮頸がん予防ワクチンを販売開始から平成26年11月まで接種した約338万人(約890万回接種)のうち、副反応疑い報告があったのは2,584人(被接種者約338万人の0.08% [のべ接種回数約890万人の0.03%])			
■ 発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、回復した方又は軽快し通院不要である方は1,550人(89.1%)、未回復の方は186人(10.7%、被接種者の0.005%、[のべ接種回数の約0.002%])			
予防接種人数	約 3,380,000人	100.00%	
副反応疑い報告のあった全人数	2,584人	0.08%	
うち発症日・転帰等の把握できた人数	1,739人	0.05%	100.0%
内訳			
死亡事例*	3人	0.00%	0.2%
回復した/軽快・通院不要	1,550人	0.05%	89.1%
回復せず	186人	0.005%	10.7%

※ 3件の死亡事例の死因内訳は、①自殺、②心臓病及び③骨肉腫とされており、いずれもワクチンの安全性への懸念となるものではないとされている。
【参考】死亡事例の報告日 ①平成25年5月16日、②平成25年9月12日、③平成25年10月28日

表4

生活支障及び治療方法の概要について	
■ 未回復の186人の生活状況は、入院した期間あり87人、日常生活に介助を要した期間あり63人、通学・通勤に支障を生じた期間あり135人	
回復していない186人の生活状況	【複数回答】
入院した期間がある方	87人
日常生活に介助を要した期間がある方	63人
通学・通勤に支障を生じた期間がある方	135人
■ 未回復の186人の治療状況は、治療効果ありの方が114人(61.3%)で、その治療法は、薬物療法が多い。	
回復していない186人の治療状況	【複数回答】
治療効果ありの方114人(61.3%)	
・薬物療法 114人	
・認知行動療法・理学療法 25人	
・その他 8人	

5) 厚生労働省 HPVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)副反応追跡調査結果について 資料4-1 副反応追跡調査結果について

福島県の状況および会津若松市の対応

2021年6月第33回東北学校保・学校医大会に開催された各県医師会学校保健担当理事意見交換会の議題「子宮頸がんワクチン接種勧奨」についてアンケート調査を行い、福島県59市町村予防接種担当者に対しても、アンケート調査を行った。回収率は、80%であった。

- 1) 2020年10月に厚生労働省から「HPV感染症に係る定期接種の対象者への周知について」通知されているが、定期接種の対象者及びその保護者への周知方法は、どのように行っているかに対する回答(複数回答)では、個別通知・広報誌に掲載・ホームページに掲載で、特に周知していない市町村は、20.3%であった。
- 2) 予防接種のリーフレットや広報誌などで、HPVワクチン接種の有効性及び安全性等について情報提供しているかとの質問に対し、している市町村は、61.7%であった。
- 3) HPVワクチンの公費負担について、対象年齢(小学6年生から高校1年相当)の経過後の接種費用に対する公費負担については、回答のあった全ての市町村で「していない」との回答であった。

次に、会津若松市令和3年12月市議会定例会で、HPVワクチン接種関連の市議員の質問に対する市長の答弁を紹介する。

会津若松市では、2011年(平成23年)2月より、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づき、任意接種として、主に中学1年生から高校1年生相当の女子に対する接種を開始、2013年(平成25年)4月より予防接種法の改定により定期接種化されたが、同

年6月に国より積極的勧奨の差し控えの通知により、個別通知を中止しホームページでの情報提供を実施する。また、予防接種の実施および勧奨は、市の責務であることを認識している。

積極的接種勧奨が再開された場合の個別通知の実施は、国からの通知により2022年(令和4年)4月から、対象者に対して個別通知による情報提供および接種券の発送を実施していく予定である。

接種費用については、9割が地方交付税措置となり、2013年(平成25年)度以降の未接種者については、国において救済措置、対象年齢などの詳細は国において審議中のため国の動向を見極めながら対応することだ。

2013年(平成25年)4月時点の接種割合と副反応の出現については、2011年(平成23年)2月から2013年(平成25年)3月までは、接種対象者を中学1年生から接種機会を逃した高校3年生相当者としており、接種対象者4,026名中、1回目接種者3,018名で接種率74.9%となっている。副反応は、2015年(平成27年)度を実施したワクチン接種者への体調変化に関するアンケートの結果では、アンケート配布人数3,105名中、454名に副反応症状があったと回答しており、主症状は接種部位の痛みや腫れ、だるさ、しびれ、手足の痛みなどで、症状の継続期間も様々であった。予防接種は、本ワクチンに限らず、少なからず身体の反応が見受けられるものと認識しており、接種対象者に対し副反応をはじめ予防接種に対する情報を適切に周知し少しでも不安が軽減されるように丁寧に対応に努めるとの答弁であった。

子宮頸がんワクチン接種積極的な勧奨再開へ

2021年8月31日、田村元厚生労働大臣は「積極勧奨に向け専門家にしっかりご審議いただく必要がある」と述べられたことに発し、

